

【現行制度・課題】

- 放送番組の中で著作物等（例：音楽・写真・書籍）を利用する場合、権利者から許諾を得る必要があり、「放送」に加え「同時配信等」も行おうとする場合には、明確に「同時配信等」の許諾も得る必要。
 - ⇒ 放送番組には多様かつ大量の著作物等が利用されているところ、放送及び同時配信等までの限られた時間内で、全ての権利者に対して、詳細な利用条件等を説明し、明確に同時配信等の許諾まで得るのは困難
 - ⇒ その結果、仮に権利者が内心では同時配信等を行って構わないと思っている場合でも、明確な許諾がないことを理由に「フタかぶせ」などが行われるおそれ

【改正内容】

- 権利者が、同時配信等を業として実施している放送事業者（※1）と、放送番組での著作物等の利用を認める契約を行う際、権利者が別段の意思表示をしていなければ、「放送」に加え「同時配信等」での利用も許諾したものと推定する規定を創設。
 - ⇒ 「放送」と「同時配信等」の権利処理がワンストップ化される

（※1）その旨を公表していることが必要。放送事業者から委託を受けて放送番組を制作する者を含む。

（※2）推定規定については、権利者側が反対の事実（同時配信等を許諾していなかったこと）を証明することで推定を覆すことが可能。例えば、その権利者が過去の契約において、継続的に同時配信等を拒否していたことなどが推定を覆す事情となり得る。

（※3）権利者の懸念（不意打ちや不利な契約の助長）を払拭しつつ、放送事業者による安定的な利用が可能となるよう、総務省・文化庁の関与の下、関係者間で具体的な適用条件等に係るガイドラインを策定。

許諾推定規定の創設による効果（イメージ）

現行

放送事業者



①あなたの写真を〇〇【番組名】で使っても良いですか？

②良いですよ！

(同時配信等まで許諾したか不明)

権利者



③同時配信等の明確な許諾がないため、同時配信等では写真が使えない (=フタかぶせ有)



改正後

放送事業者



①あなたの写真を〇〇【番組名】で使っても良いですか？

②良いですよ！

(別段の意思表示なし)

権利者



③同時配信等も許諾したと推定され、同時配信等でも写真が使える (=フタかぶせ無)

（※）権利者側が同時配信等を許諾していなかったことを証明しない限りは、適法に同時配信等が行える

条文解説（第63条第5項）

権利者が、放送同時配信等を業として行っている放送事業者等に対し、放送番組での著作物利用を許諾した場合には、別段の意思表示をしていない限り、その許諾には、放送同時配信等の許諾も含むものと推定する。

青字：許諾推定規定の中核、**赤字**：権利者による別段の意思表示（推定不可）

緑字：放送事業者等が推定を受けるための要件（「特定放送事業者等」の定義）

（著作物の利用の許諾）

第六十三条（略）

2～4（略）

5 **著作物の放送又は有線放送及び放送同時配信等について許諾**（第一項の許諾をいう。以下この項において同じ。）**を行うことができる者が、特定放送事業者等**（放送事業者又は有線放送事業者のうち、放送同時配信等を業として行い、又はその者と密接な関係を有する放送同時配信等事業者が業として行う放送同時配信等のために放送番組若しくは有線放送番組を供給しており、かつ、その事実を周知するための措置として、文化庁長官が定める方法により、放送同時配信等が行われている放送番組又は有線放送番組の名称、その放送又は有線放送の時間帯その他の放送同時配信等の実施状況に関する情報として文化庁長官が定める情報を公表しているものをいう。以下この項において同じ。）**に対し、当該特定放送事業者等の放送番組又は有線放送番組における著作物の利用の許諾を行つた場合**には、**当該許諾に際して別段の意思表示をした場合を除き、当該許諾には当該著作物の放送同時配信等**（当該特定放送事業者等と密接な関係を有する放送同時配信等事業者が当該放送番組又は有線放送番組の供給を受けて行うものを含む。）**の許諾を含むものと推定する。**

6（略）